



第11支部 学校事務 共同実施だよ

平成23年2月
第11支部共同実施
編集：清水高部東小

文書の適正な取扱い ～ 起案・決裁の徹底 ～

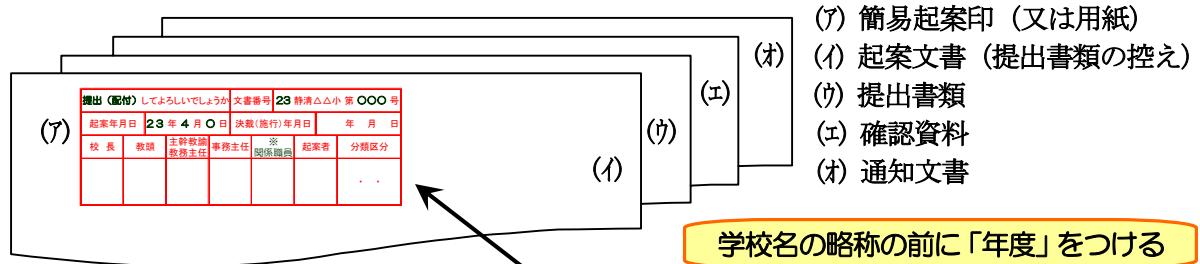
昨年夏、学校（園）事務改善協議会に対し、85件の改善提案が寄せられました。その中の1つ、「市の内部へ発信する文書から公印の省略」の実現に向けて、教育総務課を始め関係部署で現在諸様式の改正が検討されています。

しかし、公印の省略に当たっては、**学校内で文書の適正な取扱いを徹底することが大前提**であり、とりわけ「**起案→校長の決裁**」が確実に行われなければなりません。

学校名で提出・配付する文書は、学校（長）としての意思表示となります。そのため、起案を行うことで、学校（長）としての方針や意思を確認する必要があります。**決裁を受けずに担当者が勝手に発送することは出来ません。**

起案には**起案用紙**（文書取扱要領様式第4号）を用いますが、定例又は簡易な文書は、**文書の余白に簡易起案印を押す**又は**簡易起案用紙を使用**することで代えることができます。

- ① 作成した書類のコピーをとり、**簡易起案印を押印**する（場合によっては**簡易起案用紙を貼る**）
- ② 必要事項を記入し、「起案者」欄に自分の印を押印する
- ③ 順番に重ねて、バインダー等にはさむ



提出（配付）してよろしいでしょうか		文書番号		23 静清△△小 第 〇〇〇 号	
起案年月日	23 年 4 月 〇 日	決裁（施行）年月日		年	月 日
校長	教頭	主幹教諭 教務主任	事務主任	※ 関係職員	起案者
					分類区分
					..

起案者から左へ順番に回覧

- ④ **起案者** → **関係職員** → **事務主任** → **主幹教諭 or 教務主任** → **教頭** → **校長** の順で起案
 - ⑤ 書類が手元に戻ってきた（決裁を受けた）ら、内容を確認し、**修正・清書**する
 - ⑥ **文書収発簿に記録**し、書類を提出する
- ※ 家庭等への配布物も、提出物と同様に起案が必要です



決裁を受けた証拠は、情報開示等のためにも残しておかなければなりません。**学校で保管しておくべきものは、「公印が押されたあとのコピー」ではなく「起案文書」**です。簡易起案用紙を使用する場合は、起案文書に糊づけして剥がれないようにしてください。間違っても決裁後に捨ててしまわないように!!

利用券の有効期限が迫っています

年度始めに配付した各種利用券は、もう使われましたか？



【共済組合】健康増進・宿泊施設利用券 … 4,000 円相当

【互助組合】永年勤続者慰労旅行券 … 20,000 円相当（年度当初 50 歳で在会 10 年以上の方）

いずれも有効期限は3月31日までです。

※ ただし、「健康増進・宿泊施設利用券」を富士山静岡空港発着便の航空運賃補助に利用される場合は、3月25日までの搭乗分が対象となります（請求書は共済組合へ4月5日必着）。

机の引き出しの奥に眠らせることなく、有効に活用しましょう！



お子さんの進学のために…

お子さんが高校・大学等へ進学される予定の方、入学資金の準備はお済みですか？

教育費は、共済組合・互助組合で貸付が受けられます。



共済組合

『教育貸付』… 入学金・授業料など

貸付限度額：550万円以内（10万円単位）

返済回数：250回以内（ボーナス返済可）

受付は随時（送金は、申込書受理からおおむね10日後）

※ なお、「学校」とは、大学・高校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）・高専・専門学校・各種学校などで、学校教育法による許可を受けていない教育機関や予備校は含みません。

互助組合

『就学資金』… 学資資金を毎月送金します

大学：毎月2～5万円（4年間送金。以後120回以内で弁済、ボーナス返済可）

高校：毎月 1万円（3年間送金。以後120回以内で弁済、ボーナス返済可）

『教育資金』… 学校に修学するための資金

貸付限度額：200万円以内（10万円単位）

返済回数：120回以内（ボーナス返済可）

※ 通常の受付は毎月28日締切（翌月1日審査・5日送金）ですが、入学期は入学金納入期日に間に合うよう互助組合に相談することが可能です。